母子保健施策の効果的な展開に関する研究

主任研究者

中原俊隆

京都大学大学院医学研究科社会医学系専攻 社会予防医学公衆衛生 教授

分担研究者

藤内修二

大分県佐伯保健所 所長

研究協力者

里村一成

京都大学大学院医学研究科社会医学系専攻 社会予防医学公衆衛生 助手

野網恵

京都大学大学院医学研究科社会医学系専攻 社会予防医学公衆衛生 研究生

笹井康典

大阪府保健衛生部健康増進課 課長

犬塚君雄

愛知県豊田市保健所 所長

櫃本真一

愛媛県保健環境部健康増進課 課長

尾島俊之

自治医科大学公衆衛生学教室 講師

野網祥代

京都大学大学院医学研究科社会医学系専攻 社会予防医学公衆衛生 大学院生

尾崎米厚

国立公衆衛生院疫学部 感染症室長

田上豊資

高知県健康福祉部健康政策課 課長

渋谷いづみ

愛知県稲沢保健所 所長

岩室紳也

神奈川県平塚保健所 課長

福島富士子

国立公衆衛生院公衆衛生看護学部 研究員

本研究は「地域保健法施行による母子保健施策の移譲に関する研究」及び「市町村の母子保健計画の評価に関する研究」の2つの研究班から構成し施行した。地域保健法施行による権限移譲の状態と、市町村における母子保健計画策定等について調査研究を行った。

1.地域保健法施行による母子保健施策の移譲に関する研究

地域保健法の施行に伴い母子保健事業の 実施主体が市町村となった。その権限移 譲の状態把握のために調査研究を施行し た。

平成10年度は保健所から市町村への母子保健事業の移譲について、平成11年度は市町村の母子保健事業の窓口になると考えられる保健センターについて調査を施行した。

平成 1 0 年度に施行した調査では全国の保健所の内 46.3% 3 1 0 保健所から回答を得られた。平成 1 0 年 1 0 月末現在完全移譲されていない市町村を有する保健所は、乳幼児健診や訪問指導などのそれぞれの事業につき回答のあった 3 1 0

保健所の内1~6保健所と少なかった。 母子保健事業の企画、実施時の人員提供、 事業の評価、症例検討の面から検討する と平成7年度、8年度は保健所主体、平 成9年度には市町村主体と移譲がスムー ズに行われたことが伺われた。平成7年 度から9年度にかけて保健婦の派遣も多 くなり市町村職員に対する研修会も増え るなどの努力が行われていたことがわかった。

平成11年度に施行した調査では市町村保健センター及びその類似施設の3196施設の内 1817施設(56.9%)から回答が得られた。このうち平成8年末までに設置されていたのは85.2%、母子保健事業を主たる業務の1つにあげている施設は83.1%であった。母子保健事業を企画、実施、評価の面から検討すると平成9年度と10年度ではほとんど変化が無く、平成9年度には母子保健事業は現在の市町村主体に変化していたことが伺われた。保健所や市町村との会議は年平均5回程度行われていた。

本研究で、地域保健法の施行にともない

母子保健の実施主体が、保健所から市町村へ順調に移譲され、そのために相互の連絡、保健婦派遣、研修会が効果的であったことが示された。また、平成9年度以降市町村の母子保健活動の一端を市町村保健センターが担うことが伺われた。

2. 市町村の母子保健計画の評価に関する研究

目的および方法

平成8年度末までに厚生省に提出された2,849自治体の母子保健計画について、定量的な評価を行い,高い評価を得た計画を策定した全国の48自治体に対して訪問調査を行い、効果的な母子保健計画の策定にために必要なプロセスについて分析を行った。こうして抽出された効果的な母子保健計画策定のために必要なプロセスについて全国調査を行い、回答の得られた2,362自治体に対して、母子保健計画の策定プロセスとその後の母子保健計画の策定プロセスとその後の母子保健事業の実施状況との関連について分析を行った。更に,母子保健計画の策定プロセスとその後の母子保健するで、母子保健計画の策定プロセスや策定後の母子保健事業の展開が優

れていると思われる 10 自治体に対して訪問調査を行い、母子保健計画の推進におけるポイントを分析した。

結 果

1)母子保健計画策定におけるポイントとして以下の4点が指摘された。

策定委員会や作業部会への住民代表や他部局,関係機関・団体の参画, 住民や関係者を対象にしたニーズ調査の実施, 素案作成(新たな評価指標を含む)に向けての作業部会の運営, 策定委員や作業部会のメンバーを対象にした学習会の開催

2)母子保健計画推進のポイントとして以下の5点が指摘された。

議会での承認や常任委員会での報告を行う, 広報誌等への掲載やダイジェスト版の配布により住民へ計画を周知する, 具体的な事業内容や事業の実施要領を計画に明記する, 事業量以外の具体的な評価指標(健康指標や行動指標)を明記する,

ルーチンワークの中で評価指標につい ての情報が集められる仕組みを作る 3)母子保健事業の効率的な展開のポイントとして以下の4点が指摘された。

ルーチンワークを委託ではなく直営で行っている意義(母と児の健康状態や育児不安の状況等をモニターする機会,各種の事業の対象者や他機関との連携を必要とする児を把握する機会)を確認し,そのメリットを最大限に発揮する,住民ニーズを施策化するための理論的な枠組みを用いて,ルーチンワークで把握された課題を解決するための事業展開を行う,住民参加による施策づくりを進める,他機関との個人情報の共有,事業情報の共有,専門職の相互活用を進める,他機関との個人情報の共有,専門職の相互活用を進める4)母子保健計画策定と推進における保健所の役割として次の6点が指摘された。

保健計画の策定や見直しにおける支援, 新たな課題(虐待,摂食障害,不登校等々)に対する取り組みのモデル開発, 市町村の予算化の支援(予算化するために必要なデータや根拠の提供), 事業評価における市町村の支援, 単なる棲み分けでない市町村との協同体制づくり, ニーズを施策化するための方法

論の提供

本年度の調査の詳細については各研究報告を参照されたい。